

浦添市筋力向上トレーニング事業業務委託仕様書

浦添市介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業のうち、介護予防普及啓発事業に位置付けられる筋力向上トレーニング事業の委託業務について、受託者が行う内容およびその範囲等は、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

この事業は、65歳以上高齢者に対して、筋肉量の増大や筋力強化につながる筋力向上トレーニングの方法を習得してもらうことで、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、介護予防に資する活動の普及・啓発を行うこと等を目的とする。

2 対象者

65歳以上の浦添市民（第1号被保険者）

3 業務の内容

（1）委託業務内容

概ね次に掲げる運動プログラムを実施する。

- ア 介護予防の必要性及び継続することの重要性の周知
- イ トレーニング開始前後の健康確認
- ウ トレーニング開始前後のストレッチ
- エ 筋力向上器具等を使用した運動の提供
- オ 筋力向上器具等を使用しない運動の提供
- カ 日常生活でも実施できる運動の提供
- キ 事業終了後、運動継続の支援及び地域資源の紹介等
- ク 健康や栄養等に関する相談及び助言

（2）実施手順

サービス提供は、以下の手順に沿って実施する。

ア 利用調整

市よりサービス利用の決定を受けた利用者について、情報提供を受け

る。その後、必要な場合は利用者へ連絡し、サービス利用日の調整を行う。

イ サービスの提供

利用者の体力等に合わせ、運動プログラムのサービス提供を行う。

(3) サービス提供期間及び回数

サービス提供期間は2か月間とし、週に2回程度のサービス提供を行うこと。

(4) サービス提供日及び提供時間

運動の効果が期待でき、かつ利用者を取り組みやすいような日程にするよう配慮した上で、以下のとおり実施すること。

ア サービス提供日

サービスの提供日は月曜日から金曜日までの間で行い、曜日を固定して実施する固定制と利用者の都合に合わせて曜日を随時調整する変動制のどちらで実施してもよいこととする。ただし、以下のいずれかに該当する日は除くものとする。

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(イ) 6月23日(慰霊の日)

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)までの間

イ 提供時間

サービスの提供は、原則、午前9時～午後5時の間で行い、サービスの開始時間を固定して実施する固定制と利用者の都合に合わせてサービスの開始時間を随時調整する変動制のどちらで実施してもよいこととする。

また、1回あたりの提供時間は1時間程度とする。

(5) 利用料の徴収

受託者は利用料の取扱いについて、以下のとおり実施することとする。

また、利用者の健康状態等の理由により中断し、当該月の予定回数を実施できない場合、利用料の返金を行わない旨を事前に利用者へ説明すること。

ア 本事業の利用料(1か月につき1,600円)を、毎月末日までに徴収す

ること。

イ 徴収した利用料については、徴収金整理簿を備え、徴収の都度これを記帳し、関係書類とともに整理すること。

ウ 徴収した利用料の取扱いに当たっては、十分なる注意を払い、盗難又は紛失があった場合は、遅滞なく市へ報告すること。

エ 徴収した利用料の盗難又は紛失が自己の責に帰すべき理由による場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

オ 徴収した利用料は市から発行された納付書により指定された金融機関へ期限内に納付すること。

(6) 参加状況報告

サービス提供時において次に掲げる状態となったとき、受託者は、参加状況報告書にて市へ報告すること。

ア 利用者の体調不良により、サービスの提供を中止したとき。

イ サービス提供時の事故により、サービスの提供を中止したとき。

ウ 利用者が2回以上連続してサービスを利用しなかったとき。

エ その他、利用者の状態等に関して注意を要する必要があるとき。

(7) 業務報告及び委託料の請求

受託者は当該月の業務終了後、以下の書類により業務報告を行い、市の検収を受けた上で、請求書により委託料を請求すること。なお、書類は翌月10日までに市長に提出すること。

ア 事業実施報告書

イ 利用料徴収金整理簿

ウ 運動器機能向上個人記録

エ その他関係資料

4 業務の委託要件

(1) 受託資格

本事業の受託資格として、本事業の実施に必要な運動指導能力を有している職員等を配置している法人とする。

(2) 人員について

事業を安全かつ効果的に行うために、当該事業に従事する主な職員を2

名以上配置すること（安全管理者との兼務可）。従事する職員は本事業の実施に必要な運動指導能力を有している職員であること。

（３） 実施場所及び備品について

ア 実施場所

事業を安全かつ効果的に行うことができると市が認める施設であること。

イ 備品

本事業の実施にあたり必要な備品を有していること。

５ 運営における体制の整備について

事故発生時の対応に備え、体制の構築や安全管理マニュアルの整備等を行うとともに、傷害保険や賠償責任保険に加入すること。

６ その他

この仕様書にない事項については、市と受託者が協議のうえ、処理すること。